

# 暮らしの「困った…」「分からない…」に相談員が答えます!

令和 3 年 10 月 15 日 中国四国管区行政評価局

# 10月29日(金) 北広島町で 一日総合相談室<sup>を開設!!</sup>



行政相談週間 (10月18日(月)~24日(日)) の取組の一環として、総務省の行政相談制度を広く国民の皆様に知っていただき、利用していただくため、以下のとおり**一日総合相談** 室を開設します。

【日 時】 令和 3 年 10 月 29 日 (金) 10:00~13:00 (受付は 12:30 まで)

【会 場】北広島町役場 2階会議室 (北広島町有田 1234)

## 【参加機関】計10機関等

中国四国管区行政評価局、情報公開·個人情報保護総合案内所、広島法務局、 広島県西部建設事務所安芸太田支所、北広島町、消費生活相談員、司法書士、 行政書士、行政相談委員、人権擁護委員

【主 催】中国四国管区行政評価局、北広島町

#### ◆ 行政相談とは

行政などへの苦情や意見、要望を受け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

### ◆ 一日総合相談室とは

国、県、町の相談員や弁護士、司法書士、税理士、行政書士などが相談を受け付けます。「どこに相談してよいか分からない」、「いろいろ相談したいけど、時間がない」などといった場合、1か所で様々な分野の相談員に相談することができます。

\* 取材される場合は、事前に御連絡ください。



来場をお待ちしています!

(本件照会先)

中国四国管区行政評価局

総務行政相談部 行政相談課(楠田、岩崎)

電 話 082-228-6173

FAX 082-228-4955

メール: cgk31@soumu.go.jp